

沼田市障がい者活躍推進計画

令和3年4月1日

沼田市長
沼田市議会議長
沼田市選挙管理委員会
沼田市代表監査委員
沼田市農業委員会
沼田市教育委員会

沼田市障がい者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3の規定に基づき、沼田市長、沼田市議会議長、沼田市選挙管理委員会、沼田市代表監査委員、沼田市農業委員会、沼田市教育委員会が策定する計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。

2 沼田市における障がい者雇用に関する課題

本市では、地方公務員法の改正に伴い、非常勤職員の雇用形態を見直したことにより、法定雇用率が未達成となってしまった。このため、積極的な採用活動を行い、計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、障がいのある職員が能力を十分に発揮できる体制整備を図る必要がある。

3 障がい者の活躍の推進に向けた数値目標

(1) 採用に関する目標

令和6年6月1日時点の実雇用率：2.8%以上

※ 市長部局と教育委員会は、特例認定を受けているため、両部局の合計値により判断するものとする。その他の部局については、職員総数が38人以下の小規模な機関のため、障がい者雇用の推進に関する理解を促進するものとする。

（評価方法）毎年任免状況通報により数値を把握し、進捗管理を行うものとする。

(2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないよう努める。

4 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

ア 組織面

- 障害者雇用推進者として職員課長を選任する。
- 障害者職業生活相談員として職員課人事研修係長を選任する。
- 障害者雇用推進者を中心とし、障がい者活躍推進計画の実施状況の点検、見直し等を行う。

イ 人材面

- 障害者職業生活相談員は、群馬労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。
- 障がいのある職員の新規受け入れ職場に対し、障がいに関する理解促進を図る。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 障がいのある職員が配置されている部署が、障がい者と業務のマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 職務環境

- 新たに採用した障がいのある職員については、面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置については、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に行う。

イ 募集・採用

- インターンシップにおいて、障がいのある学生の受け入れを積極的に検討する。
- 採用選考に当たり、障がい者からの要望も踏まえ、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫する。
- 次の取扱いを行わない障がい者枠の募集・採用を行う。
 - ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。

ウ 働き方

- 最小5分を単位とする年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇制度の利用を促進する。
- 会計年度任用職員について、短時間勤務等の柔軟な勤務形態の活用を促進する。

エ キャリア形成

○会計年度任用職員について、採用時点での本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。

○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を行う。

オ その他の人事管理

○定期的な面談や声かけ等を通じ、状況把握・体調配慮を行う。

○障がいのある職員からの要望を踏まえ、障がい特性に応じ、駐車場等、通勤への配慮を行う。

○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰に必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。

(4) その他

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

○障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・制作した物品の販売場所を提供する。

改訂履歴

改訂日	改訂内容
令和4年4月1日	4 取組内容 (1) 障がい者の活躍を推進する体制整備 ア 組織面 「○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。」から 「○障害者雇用推進者として職員課長を選任する。」へ変更。 「○障害者職業生活相談員として総務課職員係長を選任する。」から 「○障害者職業生活相談員として職員課人事研修係長を選任する。」へ変更。
令和5年7月1日	3 障がい者の活躍の推進に向けた数値目標 (1) 採用に関する目標 「令和6年6月1日時点の実雇用率：2.6%以上」から 「令和6年6月1日時点の実雇用率：2.8%以上」へ変更。